

## 行政調査（審査）手続について

A 案 行政調査における手続保障をより一層強化するため、例えば、次のような措置等を講じるべきである。

- ・ 供述録取の際の弁護士同席を認める。
- ・ 求めがある場合は、供述調書の写しを供述人に提供する。
- ・ 弁護士秘匿特権（attorney -client privilege）を認める。

（基本的考え方）

違反行為に対する抑止措置の重さにふさわしい手続保障を確保する必要がある。

違反行為に対する抑止措置だけでなく、適正手続の確保の面でも、欧米主要国並みとすべきである。

< 補足説明 >

- \* 経済の国際化に伴い、外国企業に対して我が国独占禁止法を適用するケースが増えることが予想されることから、手続の面でも諸外国と調和を図ることが適当である。
- \* 供述録取の際の弁護士の同席や供述調書の写しの提供は、防御権の確保に資することが期待される。

B 案 行政調査における手続保障については、法執行の実効性の確保にも留意した上で、我が国の他の行政調査と平仄をとりつつ、改善を進める。

（基本的考え方）

独占禁止法違反に係る審査手続における手続保障は、他の行政調査における手続保障と比べても、適正手続は現行でも十分確保されている。

< 補足説明 >

- \* 供述録取の際の弁護士同席、供述調書の写しの提供、弁護士秘匿特権などは、我が国の行政調査一般においても、刑事手続においても認められているものではない。
- \* 独占禁止法違反に係る審査手続においては、提出命令の対象物件の謄写や立入検査時の被疑事実の文書による告知が公正取引委員会規則に明記されているなど、他の行政調査より手厚い手続保障が講じられている。
- \* 供述調書の写しの提供等が証拠隠滅や「口裏合わせ」に使われ、事件の真相解明の妨げとなる可能性があることにも留意する必要がある。